参考様式第５－１号

８ 猪 農 第 ６ ６ ２ 号
令 和 ８ 年 ９ 月 ３ ０ 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 （市町村コード）	猪苗代町 （07408）
地域名 （地域内農業集落名）	小水沢地区 （小水沢集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月10日 （第2回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１ 地域における農業の将来の在り方

（１） 地域農業の現状及び課題

集落で農業を行っているものは50歳から60歳代が中心としており、当面の間は営農の継続は可能であるが、後継者がいないことが、今後　農業者が高齢となった際に農地の維持に不安がある。
今後集落がまとまり農事組合法人等の立ち上げについても検討したいが、どういったメリット、デメリットがあるかが未知数のため、なかなか踏み出すことができない。
水稲主体の経営体がほとんどで、価格低迷時での営農継続に不安がある。

（２） 地域における農業の将来の在り方

今後、現状を維持しつつ、農地の規模拡大や生産コストの低減、経営の複合化、加工直販といった6次産業化にも取り組んでいきたいという意向がある。

２ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１） 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
集落の農地利用は、小水沢地区の中心経営体や農業者が担う。農地所有者は、原則として営農改善組合に相談を行なった上で農地を機構に貸付け、耕作者は機構を通して農地を借り受ける。または、農業委員会を活用した貸借とする。集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、他の集落の認定農業者の入作等で対応する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。
⑩多面的の事業の際などに、農地利用等に関しても話し合いを行う。
　将来にわたり小水沢集落の農地を集落の農業者で守るために、農事組合法人等の設立を目指す。

小水沢　地域計画エリア

1/7000